

(証券コード 4671)
令和6年5月31日

株 主 各 位

京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社 ファルコホールディングス
代表取締役社長執行役員 安 田 忠 史

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.falco-hd.co.jp/stockholder/meeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4671/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファルコホールディングス」または「コード」に当社証券コード「4671」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に従って、令和6年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和6年6月21日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 京都市下京区東塩小路町570番
THE THOUSAND KYOTO（ザ・サウザンド京都）1階 大宴会場「花鳥」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第37期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 電子提供措置事項についてはインターネット上の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有するすべての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。




電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の主要な事業所、主要な借入先の状況、会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制及び方針
 - ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 株主総会決議通知につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。是非とも、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使には、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会ご出席による 議決権行使</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>開催日時</p> <p>令和6年6月21日(金曜日) 午前10時</p>	 <p>インターネット等による 議決権行使</p> <p>次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>令和6年6月20日(木曜日) 午後5時まで</p>	 <p>書面(郵送)による 議決権行使</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>令和6年6月20日(木曜日) 午後5時到着</p>
--	--	--

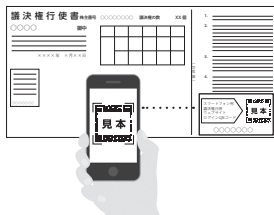
- ◎ 当日ご出席の際は、開会時刻間際には会場受付が混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

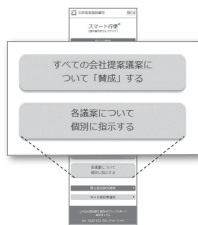
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

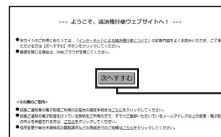
インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

その他のご照会は、右記のお問い合わせ先をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- ・証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてお問い合わせください。
- ・証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120 (782) 031
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

1. インターネット等による議決権行使の際のご注意について
 - (1) 議決権の行使期限は令和6年6月20日（木曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
 - (2) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
 - (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
 - (4) パソコンやスマートフォン等のインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」は、本総会に限り有効です。

3. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして認識しております。株主還元につきましては、強固な経営基盤の確保と株主資本の利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当を維持しながら、内部留保の充実、業績等に応じた適正な利益還元を行うという基本方針のもと、令和7年3月期より、連結純資産配当率（DOE）5%を目標としております。

これらの状況及び財政状態を総合的に勘案した結果、株主還元に関する目標（連結純資産配当率5%）の早期達成に向けて、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり普通配当40円に加えて、特別配当35円を実施することとし、合計1株につき75円とさせていただきたいと存じます。これにより、先に実施しました中間配当金（1株につき40円）と合わせまして、年間配当金は1株につき115円となり、12期連続の増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金75円（普通配当40円、特別配当35円）といたします。

なお、この場合の配当総額は、800,459,700円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和6年6月24日といたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	候補者属性	当 社 に お け る 地 位	取 締 役 会 出 席 状 況
1	安 田 忠 史	再 任	代表取締役 (社長執行役員)	16回/16回 (100%)
2	松 原 宣 正	再 任	代表取締役 (副社長執行役員)	16回/16回 (100%)
3	福 井 崇 史	再 任	取締役 (常務執行役員)	16回/16回 (100%)
4	河 田 與 一	再 任	取締役 (常務執行役員)	16回/16回 (100%)
5	郷 田 哲 夫	再 任	取締役 (執行役員)	16回/16回 (100%)
6	高 井 晶 治	新 任 社 外 独 立	—	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> やす だ ただ し 安 田 忠 史 (昭和33年8月9日生)	平成7年2月 株式会社ファルコバイオシステムズ (現当社) 入社 平成17年12月 当社常務取締役経営企画本部長 (兼) 事業開発本部長 平成20年1月 当社専務取締役企画管理本部長 平成22年3月 当社専務取締役戦略業務室長 (兼) ファーマ事業室長 平成27年6月 当社取締役副社長 (兼) 戦略業務室長 平成29年6月 当社代表取締役社長 (兼) 戦略業務室 長 平成31年4月 当社代表取締役社長 (兼) 経営企画室 長 令和3年6月 当社代表取締役社長 株式会社ファルコビジネスサポート (現 株式会社メディサーージュ) 代表取締役会長 (現任) 令和5年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)	42,600株
	取締役候補者とした 理由	安田忠史氏は、当社入社以来、経理・経営企画部門を所管し、平成29年6 月から代表取締役社長、令和5年6月からは代表取締役社長執行役員とし て、強いリーダーシップと決断力をもって、当社グループ全体の経営の指 揮を執っております。こうした経験及び高い見識を有していることから、 引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> まつばらのびまさ 松原宣正 (昭和34年2月19日生)	平成元年4月 株式会社関西医学検査センター(現当社)入社 平成27年6月 当社取締役ファーマ事業室長 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役社長 平成29年6月 当社常務取締役ファーマ事業室長 (兼)事業開発室長(兼)臨床事業室副室長 平成30年6月 当社常務取締役ファーマ事業室長 チューリップ調剤株式会社 代表取締役社長 平成31年4月 当社代表取締役専務(兼)ファーマ事業室長 令和元年5月 当社代表取締役専務(兼)臨床事業室長(兼)ファーマ事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役社長 令和3年6月 当社代表取締役専務(兼)社長補佐(兼)管理室長(兼)臨床事業室長 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役会長(現任) チューリップ調剤株式会社 代表取締役会長 株式会社ファルコビジネスサポート (現株式会社メディスージュ) 代表取締役社長 令和4年6月 当社代表取締役副社長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役会長(現任) 令和5年6月 当社代表取締役副社長執行役員(現任)	26,000株
	取締役候補者とした理由	松原宣正氏は、当社入社以来、臨床営業部門、管理部門及び調剤薬局部門を所管し、令和4年6月から代表取締役副社長、令和5年6月からは代表取締役副社長執行役員としてグループ全体を統括して、当社グループの発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 福井 崇史 (昭和40年10月12日生)	<p>平成14年11月 株式会社ファルコバイオシステムズ (現当社) 入社</p> <p>平成31年 4月 株式会社ファルコバイオシステムズ バイオメディカル部検査グループ長 (副部長)</p> <p>令和 2年 4月 株式会社ファルコバイオシステムズ バイオメディカル事業部 部長</p> <p>令和 3年 6月 当社取締役臨床事業室副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 取締役バイオメディカル事業部長</p> <p>令和 4年 6月 当社取締役ゲノム事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役バイオメディカル事業部長</p> <p>令和 5年 6月 当社取締役常務執行役員 ゲノム事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 専務取締役バイオメディカル事業部長 (現任)</p> <p>令和 5年12月 当社取締役常務執行役員 経営企画室 (兼) ゲノム事業室長 (現 任)</p>	7,300株
	取締役候補者とした 理由	<p>福井崇史氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、遺伝子ビジネスを所管し、令和5年6月から当社取締役常務執行役員ゲノム事業室長、株式会社ファルコバイオシステムズ専務取締役バイオメディカル事業部長、令和5年12月からは当社経営企画室の所管を兼務し、遺伝子ビジネスをはじめとした当社グループの発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 河田 與一 (昭和37年3月30日生)	平成4年11月 株式会社ファルコバイオシステムズ (現当社) 入社 平成29年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ 執行役員臨床検査部長 平成30年6月 当社取締役臨床事業室副室長 (兼) 事業開発室副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 取締役臨床検査本部長 平成31年4月 当社取締役臨床事業室副室長 (兼) 経営企画室副室長 令和3年6月 当社取締役臨床事業室副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役臨床検査本部長 令和4年6月 当社常務取締役臨床事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役社長 (現任) 令和5年6月 当社取締役常務執行役員 臨床事業室長 (現任)	9,830株
	取締役候補者とした理由	河田與一氏は、当社入社以来、臨床検査部門を所管し、令和4年6月から株式会社ファルコバイオシステムズ代表取締役社長、令和5年6月からは当社取締役常務執行役員臨床事業室長として、臨床検査事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> 郷田哲夫 <small>ごう だ てつ お</small> (昭和41年2月26日生)	<p>平成28年4月 株式会社ファルコバイオシステムズ 入社</p> <p>平成29年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ 執行役員臨床営業部長</p> <p>平成30年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ 常務執行役員臨床営業本部長</p> <p>平成30年10月 当社臨床事業室（兼）事業開発室 副室長（理事）</p> <p>令和元年6月 当社取締役臨床事業室副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 取締役臨床営業本部長</p> <p>令和2年7月 当社取締役臨床事業室副室長（兼） 経営企画室副室長</p> <p>令和3年6月 当社取締役開発室長（兼）臨床事業室 副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役臨床営業本部長</p> <p>令和4年6月 当社取締役ICT事業室長 （兼）臨床事業室副室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 専務取締役（現任） 株式会社ファルコビジネスサポート （現 株式会社メディサーージュ） 代表取締役社長（現任）</p> <p>令和5年6月 当社取締役執行役員ICT事業室長（現 任）</p>	6,600株
	取締役候補者とした 理由	<p>郷田哲夫氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、臨床営業部門を所管し、令和4年6月から株式会社ファルコバイオシステムズ専務取締役として臨床検査事業の発展に貢献しております。また、同じく令和4年6月からはICT事業も統括し、株式会社ファルコビジネスサポート（現株式会社メディサーージュ）代表取締役社長、令和5年6月からは当社取締役執行役員ICT事業室長として、ICT事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">たか い まさ はる 高 井 晶 治 (昭和40年5月1日生)</p>	<p>平成5年10月 中央監査法人(後のみずぎ監査法人) 京都事務所入所</p> <p>平成9年4月 公認会計士登録</p> <p>平成16年7月 中央青山監査法人(後のみずぎ監査法人) パートナー</p> <p>平成19年3月 京都監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) パートナー</p> <p>令和元年7月 日本公認会計士協会京滋会副会長(現任)</p> <p>令和5年7月 高井晶治公認会計士事務所開設、代表(現任)</p>	一株
	<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p>	<p>高井晶治氏は、長年にわたる公認会計士としての企業会計に関する相当の知見、豊富な経験、高い見識を有しておられることから、それらを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>同氏が選任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について客観的・中立的立場で関与、監督いただくことを期待しております。</p>	

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高井晶治氏は、社外取締役候補者であります。

3. 高井晶治氏の選任が承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定められた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 高井晶治氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

令和5年6月23日開催の第36回定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役として永島恵津子氏が選任されておりますが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、さらに補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案が承認された場合、2名となる補欠の監査等委員である取締役が就任する順位につきましては、永島恵津子氏を第1順位、内藤欣也氏を第2順位といたします。

本補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

補欠の監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の答申を経ております。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
内藤 欣也 (昭和30年11月24日生)	昭和61年4月 弁護士登録（大阪弁護士会入会） 鎌倉法律事務所入所 平成2年4月 小寺・内藤法律事務所開設 平成11年3月 内藤法律事務所開設 平成16年2月 みずほパートナーズ法律事務所開設 平成24年4月 大阪弁護士会副会長 平成26年4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事 平成28年6月 当社社外取締役（現任） 上新電機株式会社社外監査役 平成29年3月 大阪市開発審査会委員 平成29年4月 内藤法律事務所開設、代表（現任） 平成29年6月 上新電機株式会社社外取締役（現任） 平成31年4月 大阪府人事監察委員会委員 令和2年1月 大阪市開発審査会会長	3,400株
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	内藤欣也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、平成28年6月から当社社外取締役として、その職務を適切に遂行されております。同氏は他社の社外取締役の経験も有しており、その豊富な経験、専門知識及び高い見識を当社の経営に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。 同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、上記の知見を活かして、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について客観的・中立的立場で関与、監督いただくことを期待しております。	

- (注) 1. 内藤欣也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内藤欣也氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 内藤欣也氏は、現在、当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって8年となります。
4. 当社は、内藤欣也氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、内藤欣也氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏との間で当該契約と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）内藤欣也氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、内藤欣也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。内藤欣也氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考)

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識は次のとおりです。

	経営経験	マーケティング	医療業界に対する理解	ICTに対する理解	財務・会計	法務・ガバナンス・リスクマネジメント
安田 忠 史	●	●	●	●	●	●
松原 宣 正	●	●	●	●		●
福井 崇 史	●		●			
河田 與 一	●		●			
郷田 哲 夫	●	●	●	●		
高井 晶 治					●	
井田 匡 洋	●		●		●	●
勝山 武 彦					●	
高坂 佳郁子						●

以 上

事業報告

(令和5年4月1日から)
(令和6年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の感染症法上の位置付けが第5類へ移行したこと等により、社会経済活動の正常化に向けた動きが進みました。先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、海外景気の下振れ、物価上昇、日本銀行によるマイナス金利政策の解除が及ぼす影響等に十分注意する必要がある状況にあります。

当社グループにおきましては、COVID-19関連検査の受託数が前連結会計年度に比べて大幅に減少いたしました。感染を懸念した患者の医療機関への受診控えは解消に向かいつつあるものの、受診頻度の減少等によりCOVID-19関連検査以外の受託数は弱含みで推移し、また、処方箋応需枚数は前連結会計年度並みとなりました。一方で、医療分野におきましては、医療DXの実現に向け、情報通信、デジタル技術やデータを活用した新たなビジネスやサービスの創出が期待されております。

このような事業環境のもと、当社グループは、イノベーションを通して、人々の健康を支え、幸せでいい人生を送っていただける土台となることを目指し、新たな収益の柱の確立、ICTを活用し環境に配慮した事業構造への変革、人材育成、地域社会への貢献等、サステナビリティ経営に取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、COVID-19関連検査の大幅な減少及び薬価改定の影響により、売上高は430億7百万円（前期比8.3%減）、営業利益は21億52百万円（前期比30.0%減）、経常利益は22億88百万円（前期比30.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億66百万円（前期比26.3%減）となりました。

なお、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震の影響につきましては、幸いにも従業員の人的被害はなく、建物等の物的被害も軽微であり、北陸地方における薬局等の運営に支障はありませんでした。

事業別の状況は、次のとおりであります。

なお、ICT事業につきましては、診療所向けクラウド型レセプト総合支援サービス「レセスタ」(※)及び中小規模病院向けクラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」の販売及び普及が進展し、当社グループの新たな収益の柱としての重要度が増したことから、当連結会計年度より従来の臨床検査事業からセグメントを分離いたしました。これにより、以下の前期比較につきましては、前連結会計年度の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較分析をしております。

(※) レセプト情報を基にした適正な診療・医事業務支援サービス。

① 臨床検査事業

臨床検査事業におきましては、引き続き大都市圏を重点地域とした新規顧客の獲得に努めましたが、COVID-19関連検査の売上が受託数の大幅な減少により、前連結会計年度を著しく下回りました。

一方で、臨床検査の依頼・集配、検査及び報告の各過程におけるICT化を推進したことにより、コスト構造が改善し、顧客サービスの向上と環境負荷の低減が進み始めました。

ゲノム事業におきましては、体外診断用医薬品「MSI検査キット (FALCO)」につきましては、リンチ症候群診断補助における対象がん種の拡大が承認され、保険適用されたことにより、販売が堅調に推移いたしました。また、周産期医療に係る遺伝子検査につきましても販売拡大に努め、着実に成長しております。

このような事業展開の結果、臨床検査事業の売上高は259億50百万円(前期比13.9%減)、営業利益は15億5百万円(前期比47.8%減)となりました。

② 調剤薬局事業

調剤薬局事業におきましては、COVID-19による受診控えは緩和され、処方箋応需枚数は微増となりました。処方箋単価は、薬価改定の影響はあるものの前連結会計年度並の水準となりました。当社グループが運営する調剤薬局等店舗総数は、当連結会計年度に1店舗開局し、2店舗閉局したことにより、110店舗(フランチャイズ店7店舗含む)となりました。

当社グループでは、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる役割・機能を果たすとともに、高齢者施設及び在宅を中心とした地域医療との連携を進め、堅実な店舗の運営、既存店舗の処方箋応需の拡大に取り組んでまいりました。

このような事業展開の結果、調剤薬局事業の売上高は159億88百万円(前期比0.1%増)、営業利益は9億60百万円(前期比7.6%増)となりました。

③ ICT事業

ICT事業におきましては、販売活動を推進したことにより、診療所向けクラウド型レセプト総合支援サービス「レセスタ」は大幅に契約数を伸ばし、中小規模病院向けクラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」は新規導入数及び保守契約数が増加しました。

このような事業展開の結果、ICT事業の売上高は10億69百万円（前期比34.6%増）、営業利益は1億42百万円（前期は営業損失1億41百万円）となり、黒字化を達成しました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、14億10百万円であります。その主なものは、臨床検査事業にかかる不動産、建物設備、検査機器及び調剤薬局事業の店舗設備及び調剤機器であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の資金は、自己資金及び借入金を充当いたしました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、令和5年3月10日付で株式会社ビー・エム・エル（以下「BML」という。）との間で締結した資本業務提携契約に基づく資本提携の一環として、令和5年5月12日付でBMLとの間で資本業務提携契約に基づくBML株式に関する合意書を締結し、以下のとおり市場内買付けによりBML株式を取得いたしました。

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① 取得期間 | 令和5年5月16日～令和5年6月20日 |
| ② 取得価額の総額 | 1,426,998,892円 |
| ③ 取得株式数 | 460,100株 |

(5) 対処すべき課題

① 前中期経営計画の振り返り

当社グループは、令和3年度から令和5年度の3ヶ年を対象とした中期経営計画のもとで、1) COVID-19感染拡大抑制への貢献、2) 臨床検査事業、調剤薬局事業の競争力強化、3) 新たな収益の柱の確立を基本方針として取り組んでまいりました。

中期経営計画の開始から2期間（令和3年度から令和4年度）は、COVID-19関連検査の受託数が計画策定当初の想定を上回ったことなどにより、連結数値目標は売上高、利益、自己資本利益率（ROE）とも目標を上回る水準で推移しました。しかしながら、最終年度（令和5年度）におきましては、COVID-19の感染拡大は落ち着きを見せ、感染症法上の位置付けが第5類へ変更されたことなどから、計画策定当初に一定程度見込んでいたCOVID-19関連検査の売上高は想定以上に減少し、連結数値目標は売上高、利益、自己資本利益率（ROE）ともに未達となりました。

その一方で、新たな収益の柱としての確立を目指しております体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」の販売は堅調に推移し、診療所向けクラウド型レセプト総合支援サービス「レセスタ」及び中小規模病院向けクラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」も導入件数を伸ばして着実に成長しており、上記の計画の達成に向けた取り組みにつきましては、一定の成果を得ることができました。

② 長期ビジョン「FALCO VISION 2030」の策定

現在、臨床検査事業と調剤薬局事業は成熟期を迎えつつありますが、ゲノム事業とICT事業につきましては、新たな収益の柱として更なる成長へ向けたステージに入っており、当社グループはまさに事業の転換期を迎えております。

近年は、さまざまな社会課題が複雑に絡み合っており、持続可能な社会の実現に向けて企業に求められる役割も変化する中で、事業の転換期として位置付けている令和12年（2030年）までの期間における当社グループの果たすべき役割とグループ全体の経営方針を示す長期ビジョン「FALCO VISION 2030」を策定いたしました。

「FALCO VISION 2030」におきましては、事業構造の転換をグループ経営方針として定めており、事業ポートフォリオの変革により、成長事業による利益の成長と基盤事業による利益の安定化を実現することにより、持続的成長可能な収益構造への転換を図ってまいります。

また、「FALCO VISION 2030」では、企業価値向上に向けた取り組みについて定めており、株価純資産倍率（PBR）の向上に向けて、収益性及び資本効率の向上による自己資本利益率（ROE）の改善と期待成長率の向上を図るため、中長期的に以下の取り組みを推進してまいります。

- 1) 事業ポートフォリオの変革
- 2) 成長事業の強化
- 3) 適切なキャピタルアロケーション
- 4) 株主還元強化
- 5) 成長に向けた事業基盤強化

③ 新中期経営計画「FALCO INNOVATION 2026」の策定

「FALCO VISION 2030」の実現に向けて、令和8年度（2026年度）までの3ヶ年を中長期的な持続的成長に向けた事業構造の転換推進期と位置付け、令和6年度から令和8年度までの3ヶ年を対象とした中期経営計画「FALCO INNOVATION 2026」を策定いたしました。

「FALCO INNOVATION 2026」におきましては、事業構造の転換の推進により持続的成長に向けた収益基盤を確立することを中期経営方針とし、以下の基本方針を定めております。

- 1) 臨床検査事業・調剤薬局事業の事業変革の推進
- 2) ゲノム事業・ICT事業の更なる成長に向けた取り組みの推進
- 3) サステナビリティの実現に向けた取り組みの推進
- 4) 中長期的な成長に向けた事業基盤の確立
- 5) 適切なキャピタルアロケーションと配当を重視した株主還元

上記の基本方針のもと、各事業においては、以下の取り組みを推進することにより、医療を取り巻く環境変化に対応したインフラを提供し、社会課題を解決するソリューションを提供してまいります。

- 1) 臨床検査事業：情報化の推進による集荷体制の強化と検査業務の効率化
- 2) 調剤薬局事業：高齢者施設向けの新たな薬局・ビジネスモデルの確立
- 3) ゲノム事業：NIPT（非侵襲性出生前遺伝学的検査）及び体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」の市場拡大と遺伝性腫瘍パネル検査の開発
- 4) ICT事業：医療DXの推進を見据えた顧客基盤の確立とサービス価値の向上

また、配当による株主還元をより一層強化し、中長期的な株主価値の向上を図るため、令和6年度より、株主還元に関する指標を連結純資産総還元率から連結純資産配当率（DOE）に変更し、株主還元につきましては連結純資産配当率（DOE）5%を目標といたします。

上記の株主還元の目標の達成及び株価純資産倍率（PBR）の向上に向けて、収益性と資本効率の向上及び期待成長率の向上を図るため、「FALCO INNOVATION 2026」におきましては、自己資本利益率（ROE）8%以上、営業利益28億円、当期純利益20億円を中期経営計画の対象期間における中期経営目標としております。

④ 株式会社ビー・エム・エルとの資本業務提携の推進

令和5年3月10日付で資本業務提携契約を締結した株式会社ビー・エム・エルとは、経営の独立性を維持しつつ、資本提携による協力関係を強化し、業務提携を推進しております。引き続き、検査機能、ICT機能、顧客基盤等を相互に活用・補完し合うことにより、企業価値の向上を図ってまいります。

当社グループは、イノベーションを通して、他社とのすみわけを図り、ファルコにしかできないことにチャレンジすることにより、人々の健康と医療を支える企業グループを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 令和 3 年 3 月期	第 35 期 令和 4 年 3 月期	第 36 期 令和 5 年 3 月期	第 37 期 (当連結会計年度) 令和 6 年 3 月期
売上高(百万円)	43,608	50,007	46,913	43,007
経常利益(百万円)	2,853	5,809	3,310	2,288
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,853	3,533	2,261	1,666
1株当たり当期純利益(円)	178.61	339.00	215.29	151.72
総資産(百万円)	37,069	40,256	38,893	36,425
純資産(百万円)	20,485	23,478	26,591	26,026
1株当たり純資産額(円)	1,966.43	2,237.14	2,362.21	2,431.22

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第35期の期首から適用しており、第35期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 令和 3 年 3 月期	第 35 期 令和 4 年 3 月期	第 36 期 令和 5 年 3 月期	第 37 期 (当事業年度) 令和 6 年 3 月期
営業収益(売上高)(百万円)	1,909	3,821	3,353	3,049
経常利益(百万円)	806	2,803	1,891	1,474
当期純利益(百万円)	1,002	2,648	2,290	1,888
1株当たり当期純利益(円)	96.55	254.07	218.04	171.85
総資産(百万円)	24,239	24,297	26,385	24,210
純資産(百万円)	17,994	20,102	23,244	22,900
1株当たり純資産額(円)	1,726.33	1,914.28	2,063.91	2,138.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第35期の期首から適用しており、第35期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な子会社の状況（令和6年3月31日現在）

会社名	資本金 (単位：百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
(株)ファルコバイオシステムズ	98	100	臨床検体検査受託業務 医療情報システムの 販売業務 体外診断用医薬品等の 製造・販売業務
(株)アテスト	50	100	体外診断用医薬品等の 販売業務
(株)ファルコファーマシーズ	45	100	処方箋調剤業務
チューリップ調剤(株)	453	100	処方箋調剤業務
(株)メディサージュ	5	100	医療情報システムの 開発・販売業務 管理業務の受託

(8) 主要な事業内容（令和6年3月31日現在）

当社グループは、臨床検査事業、調剤薬局事業及びICT事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 臨床検査事業
臨床検体検査の受託業務
レセプト総合支援サービス等の医療情報システムの販売業務
体外診断用医薬品等の製造・販売業務
- ② 調剤薬局事業
処方箋調剤業務を行う調剤薬局の経営
- ③ ICT事業
電子カルテ、レセプト総合支援サービス等の医療情報システムの開発・販売業務

(9) 従業員の状況 (令和6年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
臨床検査事業	658 (1,094)名	28名減 (90名減)
調剤薬局事業	386 (168)名	16名減 (6名減)
I C T 事業	48 (5)名	2名減 (2名増)
全社 (共通)	26 (-)名	5名増 (-)
合計	1,118 (1,267)名	41名減 (94名減)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外数)は、定時社員、契約社員及び嘱託社員の当連結会計年度平均雇用人員であります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5 (-)名	1名増 (-)	53.3歳	32.2年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。
2. 従業員数欄の(外数)は、嘱託社員の当事業年度平均雇用人員であります。

2. 会社の株式に関する事項（令和6年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,080,177株
 （注）令和6年2月29日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて200,000株減少しております。
- (3) 株主数 7,628名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,028,300株	9.6%
株式会社ビー・エム・エル	1,014,800株	9.5%
株式会社京都銀行	521,600株	4.9%
ファルコホールディングス従業員持株会	427,704株	4.0%
光通信株式会社	376,700株	3.5%
株式会社三菱UFJ銀行	315,900株	3.0%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	271,400株	2.5%
大阪中小企業投資育成株式会社	208,000株	1.9%
松本油脂製薬株式会社	171,700株	1.6%
赤澤寛治	168,190株	1.6%

（注）持株比率は自己株式（407,381株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	26,000株	5名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告31頁「3. (2) 取締役の報酬等」に記載しております。

(6) **その他株式に関する重要な事項**

① 自己株式の取得

令和5年8月10日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- ・取得した株式の種類及び数 当社普通株式 587,500株
- ・株式の取得価額の総額 1,199,881,000円
- ・取得期間 令和5年8月21日～令和6年1月29日

② 自己株式の消却

令和6年2月9日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

- ・消却した株式の種類及び数 当社普通株式 200,000株
- ・自己株式の消却額 403,200,000円
- ・消却した日 令和6年2月29日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（令和6年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員	安 田 忠 史	株式会社メディサーージュ 代表取締役会長
代 表 取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員	松 原 宣 正	株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役会長 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役会長
取 締 役 員 取 常 務 執 行 役 員	河 田 與 一	臨床事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役社長
取 締 役 員 取 常 務 執 行 役 員	福 井 崇 史	経営企画室 ゲノム事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 専務取締役 バイオメディカル事業部長
取 締 役 員 取 執 行 役 員	郷 田 哲 夫	ICT事業室長 株式会社メディサーージュ 代表取締役社長 株式会社ファルコバイオシステムズ 専務取締役
取 締 役	内 藤 欣 也	内藤法律事務所 代表 弁護士 上新電機株式会社 社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	井 田 匡 洋	
取締役（監査等委員）	勝 山 武 彦	税理士堀三芳事務所 公認会計士
取締役（監査等委員）	高 坂 佳 郁 子	弁護士法人色川法律事務所 社員弁護士 日本山村硝子株式会社 社外取締役（監査等委員） 東洋炭素株式会社 社外取締役 アジア太平洋トレードセンター株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役内藤欣也氏、取締役（監査等委員）勝山武彦氏及び取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）勝山武彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために井田匡洋氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当社は、取締役内藤欣也氏、取締役（監査等委員）勝山武彦氏及び取締役（監査等委員）高坂佳郁子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
安田忠史	代表取締役社長	代表取締役社長執行役員	令和5年6月23日
松原宣正	代表取締役副社長	代表取締役副社長執行役員	令和5年6月23日
	チューリップ調剤株式会社 取締役会長	チューリップ調剤株式会社 取締役相談役	令和5年6月19日
河田與一	常務取締役 臨床事業室長	取締役常務執行役員 臨床事業室長	令和5年6月23日
福井崇史	取締役 ゲノム事業室長	取締役常務執行役員 ゲノム事業室長	令和5年6月23日
	取締役常務執行役員 ゲノム事業室長	取締役常務執行役員 経営企画室長 ゲノム事業室長	令和5年12月1日
	株式会社ファルコ バイオシステムズ 常務取締役 バイオメディカル事業部長	株式会社ファルコ バイオシステムズ 専務取締役 バイオメディカル事業部長	令和5年6月19日
郷田哲夫	取締役 ICT事業室長 臨床事業室副室長	取締役執行役員 ICT事業室長	令和5年6月19日
勝山武彦	枚方市代表監査委員	—	令和5年12月20日

6. 当社は執行役員制度を導入しており、令和6年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	大馬久幸	管理室長
執行役員	阿部治	ファーマ事業室長
執行役員	黒田修平	経営企画室長 ICT事業室副室長 ゲノム事業室副室長

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 取締役の個人別基本報酬の額及び算定方法の決定方針

基本報酬は月額報酬、賞与からなる。

基本報酬は、役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献を基本とし、他社水準、従業員給与の水準をも考慮し決定する。中長期的な企業価値向上のインセンティブのため、当社業績として連結純資産額を重視する。

報酬額決定のために、上記要素を基礎とする算定基準を策定する。算定基準は、指名・報酬委員会へ諮問、答申のうえで、取締役会にて決定する。

2) 非金銭報酬の内容、額及び算定方法の決定方針

非金銭報酬は、中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的とすると同時に、株主との利益意識の共有を一層促すことを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。

譲渡制限期間は30年間とし、任期満了、死亡その他正当な理由により譲渡制限期間満了前に、当社取締役その他取締役会が別途定める役職のいずれからも退任した場合、譲渡制限を解除する株数及び時期を必要に応じて合理的に調整することができるものとする。

本来、株式報酬として支払うべきものが特段の事情（重要事実の発生等）で支払うことが出来なかった場合に、相当額を臨時報酬として金銭で支給することがある。

報酬額決定のために、役位、職責、在任年数、業績貢献を基礎とする算定基準を策定する。算定基準は、指名・報酬委員会へ諮問、答申のうえで、取締役会にて決定する。

3) 報酬等の種類別割合の決定方針

報酬等の種類別割合は、役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献に応じて変動するため、その割合は定めない。

4) 取締役に対し報酬を与える時期

基本報酬：月額払い

株式報酬：事前交付型（任期開始時に交付）

5) 個人別報酬の決定についての委任

個人別の報酬額については取締役会において決議された算定基準にもとづき、代表取締役がその具体的内容について委任を受け、決定するものとする。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び株式報酬の額とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員 の員数 (名)
		金 銭 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	272 (11)	224 (11)	— (—)	48 (—)	9 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	34 (17)	34 (17)	— (—)	— (—)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	306 (29)	258 (29)	— (—)	48 (—)	13 (4)

- (注) 1. 上表には、当社子会社の取締役を兼任する取締役の当該子会社負担分の報酬等が含まれております。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の賞与も含めた報酬等の額は、令和3年6月22日開催の第34回定時株主総会において、年額4億円以内 (うち、社外取締役分は年額400百万円以内。但し、使用人分給与は含まない) と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は9名 (うち、社外取締役2名) です。
- また、上記の報酬等の額の枠内で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の額として年額1億円以内、その発行または処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) の員数は7名です。
4. 監査等委員である取締役の賞与も含めた報酬等の額は、令和3年6月22日開催の第34回定時株主総会において、年額600百万円以内と決議しております。当該株主総会の終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長執行役員安田忠史氏及び代表取締役副社長執行役員松原宣正氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び株式報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、取締役内藤欣也氏、取締役 (監査等委員) 勝山武彦氏及び取締役 (監査等委員) 高坂佳郁子氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である500百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況については、「(1)取締役の氏名等」に記載のとおりであります。
社外役員の兼職先と当社の間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	内藤 欣也	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業法務について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会8回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役 (監査等委員)	勝山 武彦	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業会計について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	高坂 佳郁子	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業法務について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

連結貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,226	流 動 負 債	7,764
現金及び預金	10,065	支払手形及び買掛金	4,414
受取手形及び売掛金	6,242	短期借入金	500
商品及び製品	834	リース債務	169
仕掛品	77	未払金	793
原材料及び貯蔵品	555	未払法人税等	378
その他	1,452	賞与引当金	496
貸倒引当金	△0	その他	1,012
固 定 資 産	17,199	固 定 負 債	2,634
有 形 固 定 資 産	11,023	リース債務	148
建物及び構築物	4,484	繰延税金負債	319
工具器具備品	598	退職給付に係る負債	1,760
土地	5,370	資産除去債務	83
リース資産	258	その他	322
建設仮勘定	300	負 債 合 計	10,398
その他	11	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	337	株 主 資 本	25,305
のれん	23	資本金	3,371
ソフトウェア	302	資本剰余金	3,307
その他	11	利益剰余金	19,447
投資その他の資産	5,837	自己株式	△821
投資有価証券	3,616	その他の包括利益累計額	642
繰延税金資産	902	その他有価証券評価差額金	642
その他	1,322	新 株 予 約 権	78
貸倒引当金	△4	純 資 産 合 計	26,026
資 産 合 計	36,425	負 債 及 び 純 資 産 合 計	36,425

連結損益計算書

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

科 目	金	額
売上高		43,007
売上原価		30,084
売上総利益		12,923
販売費及び一般管理費		10,770
営業利益		2,152
営業外収益		
受取利息及び配当金	92	
貸倒引当金戻入額	1	
補助金の収入	14	
その他	81	189
営業外費用		
支払利息	8	
支払手数料	12	
保険解約損	11	
投資運用損	11	
その他	9	53
経常利益		2,288
特別利益		
投資有価証券売却益	346	
固定資産売却益	1	
資産除去債務戻入益	68	415
特別損失		
固定資産除却損	16	
減損	105	
その他	8	130
税金等調整前当期純利益		2,572
法人税、住民税及び事業税	864	
法人税等調整額	40	905
当期純利益		1,666
親会社株主に帰属する当期純利益		1,666

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,571	流 動 負 債	888
現金及び預金	7,576	短期借入金	500
関係会社短期貸付金	603	関係会社短期借入金	146
未収入金	207	未払金	94
未収還付法人税等	129	未払法人税等	20
その他	53	賞与引当金	16
固 定 資 産	15,639	その他	109
有形固定資産	8,870	固 定 負 債	421
建物及び構築物	3,741	繰延税金負債	319
土地	4,962	退職給付引当金	52
その他	166	資産除去債務	22
無形固定資産	36	その他	27
ソフトウェア	35	負 債 合 計	1,310
その他	0	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	6,732	株 主 資 本	22,179
投資有価証券	3,616	資本金	3,371
関係会社株式	2,723	資本剰余金	3,208
その他	395	資本準備金	3,208
貸倒引当金	△3	利 益 剰 余 金	16,420
資 産 合 計	24,210	利益準備金	103
		その他利益剰余金	16,317
		配当平均積立金	3,000
		別途積立金	3,500
		繰越利益剰余金	9,817
		自 己 株 式	△821
		評価・換算差額等	642
		その他有価証券評価差額金	642
		新 株 予 約 権	78
		純 資 産 合 計	22,900
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	24,210

損益計算書

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,049
営 業 費 用		1,659
営 業 利 益		1,390
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	92	
そ の 他	27	119
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
支 払 手 数 料	12	
保 険 解 約 損	5	
投 資 運 用 損	11	
そ の 他	1	35
経 常 利 益		1,474
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	346	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	68	415
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
減 損 損 失	0	1
税 引 前 当 期 純 利 益		1,888
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3	
法 人 税 等 調 整 額	△2	0
当 期 純 利 益		1,888

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月9日

株式会社ファルコホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浦上卓也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鷲谷佑梨子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファルコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年5月9日

株式会社ファルコホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員	公認会計士	浦上卓也
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	鷺谷佑梨子
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC J a p a n 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC J a p a n 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月10日

株式会社ファルコホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 井田 匡 洋 ㊞

監査等委員 勝山 武彦 ㊞

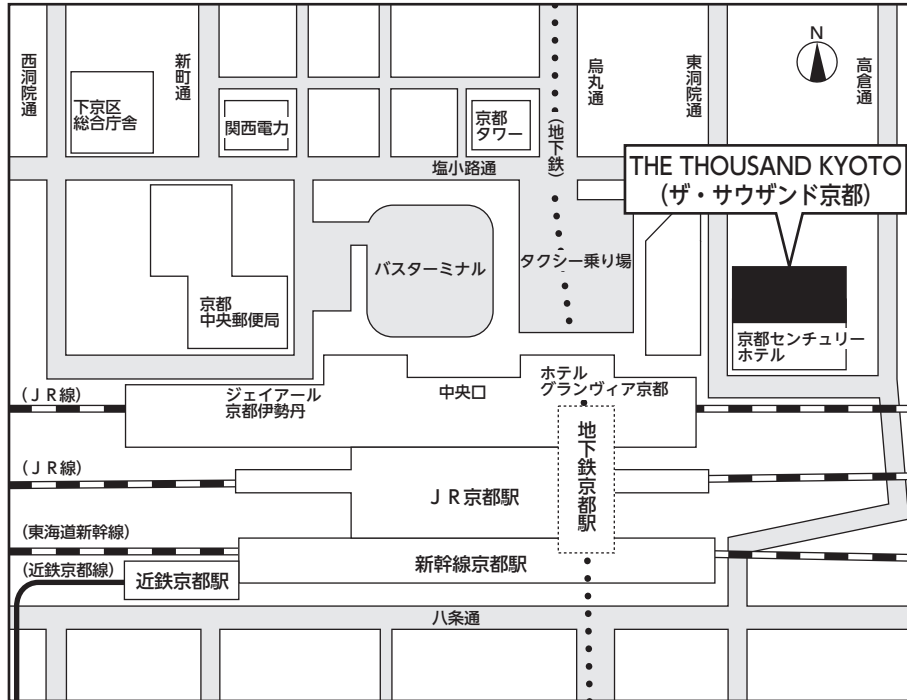
監査等委員 高坂 佳郁子 ㊞

(注) 監査等委員 勝山武彦及び高坂佳郁子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内略図

会 場 京都市下京区東塩小路町570番

THE THOUSAND KYOTO (ザ・サウザンド京都) 1階 大宴会場「花鳥」



- (交通のご案内)
- ・ J R 京都駅中央口から東へ徒歩約 2 分
 - ・ 地下 (J R 京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央 1 改札口) より、「出口 5」をご利用ください。
 - ・ 近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、 J R 京都駅中央口方向へお進みください。
- (お 願 い)
- ・ 駐車場をご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。